

令和7年度 軽井沢町子ども・子育て会議議事録

1. 開催日時 令和8年3月9日（月）15時30分から
2. 開催場所 中央公民館 講義室
3. 出席者 鈴木会長、瀬原副会長、安田委員、川崎委員、久保委員、神山委員、
中山委員、大森委員、荒谷委員、中澤委員、土屋委員、饗庭委員
説明員：キラここキッズ軽井沢 中村園長
事務局：岩井こども教育課長、遠山児童係長、山崎、東海林
4. 議題
 - (1) 軽井沢町子ども・子育て会議 会長の選任等について
 - (2) 小規模保育所の定員について
 - (3) 私立保育所保育士宿舎借り上げ事業について
 - (4) 乳児等通園支援事業について
 - (5) 第3期軽井沢町子ども・子育て支援事業計画について
 - 1) 乳児等通園支援事業に係る代用計画について
 - 2) 産後ケア事業および同事業に係る代用計画案について
 - 3) 第3期子ども・子育て支援事業計画に係る意見聴取について
 - (6) その他 軽井沢町の組織改編について

＊ ＊ 議事 ＊ ＊

【事務局】

お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより軽井沢町子ども・子育て会議を開催させていただきます。私は児童係長の遠山と申します。本日はよろしく願いいたします。

この会議は「軽井沢町審議会等の委員会の選任及び会議の公開に関する指針」に基づき、傍聴及び会議録の公開を行いますので、ご承知おきください。

それではまず初めに、こども教育課長よりご挨拶申し上げます。

【こども教育課長】

こども教育課長の岩井と申します。本日はお忙しいところ、軽井沢町子ども・子育て会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

この会議は、軽井沢町子ども・子育て会議条例に基づき開催するもので、子ども子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項および実施状況を調査審議することとなります。

本日は、小規模保育施設の定員変更、私立保育所保育士宿舎借り上げ事業について、また、令和8年度から実施いたします乳児等通園支援事業、全国で言いますと誰でも通園制度という形になりますがそちらと、令和8年度より事業形態の追加が予定されております産後ケア事業の概要計画についてご説明いたします。

また今年度、児童館を利用している保護者の皆様からご意見をお聞きする機会を設けましたので、そのご報告もさせていただきます。

来年度以降も子育て家庭の声をより幅広く集めていくにあたり、まずは委員の皆様より忌憚のないご意見を伺えればと思いますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

本日は令和7年9月30日の子ども・子育て会議委員任期満了に伴い、令和7年10月より新たな委員の皆様にご就任いただき、最初の会議となります。会議事項の前に、委員の皆さんに自己紹介をお願いしたいと思います。簡単で構いませんので、お名前、ご所属と、どのような形で町の子育てに関わっていらっしゃるかというところも含めて自己紹介をいただいてもよろしいでしょうか。

それではまず最初に、右前になりますが教育長職務代理者の委員Aより、時計回りで自己紹介の方をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○各委員及び事務局より自己紹介を実施

【事務局】

ありがとうございました。では本日よろしく願いいたします。

それでは次第に従いまして、会議3の会議事項に入らせてもらいます。会長副会長が選任されるまで、私の方で進行を進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(1) 軽井沢町子ども・子育て会議 会長副会長選出についてでございます。会長副会長につきましても、軽井沢町子ども・子育て会議条例第5条の規定により、委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。どなたか推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

【委員B】

事務局一任

【事務局】

ありがとうございます。先ほど事務局一任というご意見がございましたが、そのようにしてよろしいでしょうか。

異議なし

【事務局】

ありがとうございます。それでは事務局案について説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは事務局案といたしまして、鈴木委員に会長を、瀬原委員に副会長をお願いしたいと考えております。

【事務局】

ただいま事務局より事務局案について提案がございましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。ご異議がないようでしたら拍手をもちまして、ご承認をお願いしたいと思います。

拍手

【事務局】

ありがとうございます。それでは鈴木委員と瀬原委員は、会長副会長の席へお移りください。

それでは、鈴木会長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

【会長】

ただいま会長に選任されました鈴木です。よろしくお願いいたします。

この会議は軽井沢町の様々な施策を、地域の子ども子育て家庭の実情を十分に踏まえたものとして推進できるよう、今日委員の皆様のご意見をいただくようにということで、そのために開催されます。本日は様々な角度よりご意見をいただき、皆様方のご協力により会議がスムーズに進行できますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。次に瀬原副会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

【副会長】

私もずっと17～8年ぐらい前は児童係ということで、保育園の関係を担当していました。その頃に比べてやはり事業というのはだいぶ様変わりしているわけですが、やはり時代によった政策が必要になってくると思います。事務局の方とともに力を合わせていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。これより会議の進行は、会議条例第6条の規定により会長が議長となりますので、鈴木会長よろしくお願いいたします。

【会長】

はい。それでは進行の方を進めさせていただきます。早速会議事項に入らせていただきます。(2) 保育所の定員について 事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

まず、小規模保育施設Bの定員の変更についてになります。本案件につきましては「子ども・子育て支援法により特定教育保育施設・特定地域型保育事業の利用定員を定める際には本会議にて意見を徴収すること」とされております。

資料1ページの資料①をご覧ください。今回の内容につきまして、キラココキッズ 軽井沢さん 園長の中島様よりご説明をいただきたいと思います。それではよろしくようお願いいたします。

【キラココキッズ軽井沢】

おかげさまで開園をしまして、6月に0歳児2名からスタートしまして、今現在ちょうど定員の8名になっているところなのですが、今いる0歳児、1歳児がそのまま進級します。当初の0歳児2名1歳児6名の定員は経営ができないという状況なので、必然的にというか、0歳児1歳児2歳児それぞれの枠を設けたいと考えました。

かつ昨年の実績を見ますと、0歳児を受け入れた形なので、今年度は次年度の0歳児のニーズが大きいのではないかと考え、必要があった場合に受け入れができるようにというところで、0歳児1歳児後2歳児さんの定員にしたいと考えました。よろしくをお願いします。

【事務局】

はい、ありがとうございました。町としても、多様な保育の受け皿を確保していきたいと考えておりますので、定員の変更を認可していく方向で考えております。

説明の方は以上となります。

【鈴木会長】

それでは今の内容について、ご意見ご質問がある方いらっしゃいますでしょうか。

【キラココキッズ軽井沢 中村園長】

よろしいでしょうか。これまで個人事業主という形でやってきたのですが、安定して運営していきたいということで、今法人化を調整中で、早ければ4月1日に法人化できるというところです。その際はまたご報告いたします。お願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。他には意見がないようですので、今のお話と併せて事務局とキラココキッズ軽井沢さんには利用定員の増加に向けた準備を進めていただきます。

中島様、ありがとうございました。ご退席ください。

続きまして、次に会議事項（3）私立保育所保育士宿舎借り上げ事業について 事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

資料3 ページ、資料②をご覧ください。

今年度より私立保育所の保育士確保に寄与するべく、国の補助制度、保育対策総合支援事業費補助金というものを活用し、私立保育園が保育士の宿舎を借り上げる事業に対し、補助を行っております。令和7年度においては1棟当たり月6万1000円を限度に4分の1を事業者が負担し、残りの4分の3を国と町で2分の1ずつ補助しており、1園3件の利用があります。

令和8年度におきましても、引き続きこの事業を実施するに当たり、国の補助を受けるため「保育提供体制の確保のための実施計画」の提出において「子ども・子育て会議での承認をいただくこと」と規定されておりますので、このご了承をいただきたく、本案件を出させていただきました。よろしくをお願いいたします。

【会長】

それでは、今の内容についてご質問がある方いらっしゃいますでしょうか。

意見なし

【会長】

それではないようですので、会議承認ということによろしいでしょうか。

それでは会議事項（３）私立保育所保育士宿舍借り上げ事業の実施について承認いたします。事務局には、令和８年度の実施に向けた事務を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、会議事項（４）乳児等通園支援事業について 事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは資料５ページの資料③をご覧ください。令和６年６月に成立しました子ども・子育て支援法等の改正により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用ができる、新たな通園給付として乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」というものが創設されました。

令和７年度から先行自治体の実施し、令和８年４月より全市町市町村にて実施する制度となっております。概要を申し上げますと、資料の中ほどの図になりますが、保護者の就労を問わず、保育園・幼稚園等を利用していない６ヶ月から満３歳未満の乳幼児を対象とし、月一定時間、軽井沢町では月１０時間を限度として行う事業です。

資料の７ページ、資料④をご覧ください。町立保育園における乳児等通園支援事業の実施に関する要綱案となります。現在法規担当部門とすり合わせを行っているところではありますので、こちらが確定した内容ではないということをご了承いただき、説明させていただきます。

まず第２条の実施保育所につきましては、当町では、軽井沢町中保育園での実施を想定しております。

第３条の定員になりますが、定員につきましては、この会議にてご意見いただきたいところになります。中保育園では、同時間に最大６人を受け入れることを想定しております。そのため、保育士は２名を配置する予定です。

第４条の実施日につきましては、簡単に申し上げますと、中保育園が開園している

平日で、時間につきましては午前9時から午後4時までの時間とする予定です。

第7条の事前面談になりますが、この制度を利用するために、利用を開始する前に面談を行う必要があります。乳児等の様子やご家庭の状況などを確認し利用していただくような予定です。

このような形で令和8年4月から利用の受付を開始し、制度を活用していただきたいと考えております。事業の内容については以上となります。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの内容について、ご意見またはご質問のある方はいらっしゃいますか。

【事務局】

よろしいでしょうか。1点私の方からすみません。私立保育園でもこの制度を使っただけかと思いますので、前向きにご検討いただければと思います。よろしくお願いたします。公立保育園の方の状況とかも見ながら、すぐにというわけではなくて、やれる部分としてどうなのかというのは検討いただければありがたいです。

【委員C】

例えば、保育士の配置が今は2名で書いてあります。こちらで全部受け入れ体制が可能かどうかという条件ということですよね。これは公立だけということでしょうか。

【会長】

事務局からよろしくお願いたします。

【事務局】

はい。今の話は、あくまでも中保育園で実施するために、認可保育所は2名確保しますよという話です。ですので、各私立保育園私立幼稚園さんで実施するとすれば、条例等に見合った人数、こどもの数に対して職員の数というのは決まっておりますので、その人数を確保していただきたいというところになります。

その運営に関しての補助金給付金という形になりますので、その辺りは利用いただき、また改めてご質問等事業の実施に関してご不明点がありましたら、ご相談をいた

できればと思います。

【委員 C】

一つ質問よろしいですか。今幼稚園、保育園の定員がありますよね。でも今いっぱいという状況で、乳児等通園支援事業で園児がプラス6名っていうふうになってプラスすることは、その1名でも2名でも伸びている場合、そのあたり定員も変更しないといけないということでしょうか。

【事務局】

まずですね、制度自体が一般型と余裕活用型の二つがあります。まず余裕活用型についてですが、こちらについては定員は例えば100人とか50人とかとなっている場合に、定員に達していない。例えば50人定員に対して45人しか今利用がない。その空いた枠5人の枠を使って、誰でも通園制度を実施できるというのが一つです。

もう一つの一般型というのは、乳児等通園支援事業をやるために認可をしていくというものになりますので、今の定員とはまた別の定員というような考えになってくるかなと思います。

【会長】

よろしいでしょうか。他にはございますでしょうか。

意見なし

【会長】

ありがとうございました。それでは次に会議事項（5）第3期軽井沢町子ども・子育て支援事業計画について1）乳児等通園支援事業に係る代用計画について 2）産後ケア事業および同事業に係る代用計画案について 3）第3期子ども・子育て支援事業計画に係る意見聴取について 続けて事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

はじめに、1）乳児等通園支援事業に係る代用計画についてご説明します。

別冊第3期軽井沢町子ども・子育て支援事業計画書9ページ及び資料9ページの資料⑤をご覧ください。この計画書は令和7年3月に策定された計画です。この計画を策定するにあたり令和6年12月に国からの通知があり、この計画の基本事項(14)にあるこども誰でも通園制度に関し、「量の見込み」と「確保方策」について計画をすることと指示がありました。併せて、量の見込みに関しては、計算方法などが示されたものの、確保方策については、示されず、また、本計画の策定時に設定が困難な場合においては、代用計画として定めることとして指示がありました。このことから、本計画書の80ページになりますが、量の見込みについては規定させていただきました。令和7年9月に確保方策に関する代用計画案が示されたため、資料5になりますが、本年2月にこの代用計画を策定しました。

この乳児等通園支援事業を活用した乳幼児が今後、教育・保育施設をスムーズに活用できる橋渡し役になる事業となるよう乳児等通園支援事業を推進していきたいと考えております。乳児等通園支援事業に係る代用計画については以上です。

次に、2)産後ケア事業および同事業に係る代用計画案についてご説明します。

資料10ページの資料⑥、子ども・子育て支援事業計画冊子80ページをご覧ください。産後ケア事業は、出産後の母子に対して心身のケア、育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるようにするための事業です。

令和8年度より現在のショートステイ型、デイサービス型に加え、アウトリーチ型が新たに開始予定です。現行の事業計画に追加される形となりますので、乳児等支援事業と同様に代用計画の策定を検討しております。

冊子80ページ(15)に記載されているのが令和7年度現在実施されている現行の事業内容で、資料⑥が代用計画の案となります。代用計画は、80ページの記載内容の後ろ部分に追加されるような位置づけとなるため、令和8年度から開始となる事業内容のみが記載されています。本会議にて委員のみなさまのご意見をいただき、策定に向けて進めていきたいと考えています。

なお今後の手続きの中で県より示される方針により、代用計画の策定ではなく、計画書内容自体の変更となる場合があります。その場合は、事業計画冊子80ページの(15)産後ケア事業についての記載内容に、資料10ページの資料⑥の文言が追加され、表の数値が80ページに記載のデイサービス型・ショートステイ型の見込みおよび

提供体制に、資料⑥に記載のアウトリーチ型の見込みおよび提供体制が加算された形での記載で、手続きを進めていきます。代用計画案についての説明は以上です。

今年度より事業計画に盛り込まれた事業のため、事業内容についても、概要ではありますがご説明いたします。資料 11 ページの資料⑦をご覧ください。

令和 7 年度現在は、日帰りのデイサービス型と宿泊を伴うショートステイ型の 2 形態で実施しています。日帰りのデイサービス型は、出産後 1 年以内の母子が対象で、1 回の出産につき 3 回まで無料で利用できます。利用の際には、母子手帳発行時に配布される利用券が必要になります。宿泊を伴うショートステイ型は出産後 4 カ月以内の母子が対象で、1 回の出産につき合計 7 日間利用できます。こちらは事前に担当課での申し込みが必要です。

また令和 8 年 4 月より、訪問を行うアウトリーチ型が開始予定となります。訪問型では、ご自宅に助産師や理学療法士が訪問し、乳房ケアや骨盤ケアなどが受けられます。こちらは出産後 1 年以内の母子が対象で、利用上限回数は 3 回となっています。利用には担当課にて申し込みが必要になります。産後ケア事業に係る代用計画案については以上です。

最後に、3) 第 3 期子ども・子育て支援事業計画に係る意見聴取について、ご説明します。

まずはお手元の支援事業計画冊子 8～9 ページをご覧ください。今年度よりお引き受けいただいた委員のみなさまもいらっしゃいますので、あらためて本計画を簡単に説明させていただきます。第 3 期子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第二条の基本理念を踏まえ、同法第六十一条に基づき、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の計画期間とし、令和 7 年 3 月に策定した計画で、今年度が 1 年目となります。本計画は、委員のみなさまを始め多くの町民のみなさんのご意見をいただき、策定されています。委員のみなさまには多大なるご協力をいただき、ありがとうございました。

冊子に掲載のとおり 15 の事業を軸に策定されており、第 2 期計画から第 3 期計画への主な追加事業が 2 つあります。先の会議事項でご説明しました、こども教育課担当の乳児等通園支援事業と、保健福祉課担当の産後ケア事業です。2 つの事業を令和 7 年度より追加し、各担当課において 15 の事業を実施しております。

今年度の各事業の具体的な実施実績については、年度末までの利用者数等の数値の取りまとめを担当課ごとに行い、来年度第1回会議にてご報告させていただく予定です。

次に会議事項である、意見聴取についての説明をさせていただきます。子ども・子育て支援事業計画冊子 68 ページ・69 ページをご覧ください。令和5年度は多数の児童のみなさんにご参加いただいたワークショップや、子育て家庭のみなさんにご協力いただいたパブリックコメントを中心に町民のみなさんから意見の聞き取りを行いました。掲載しているワークショップは、町内3か所の小学校併設児童館にて、3回に渡りゲーム形式で実施したものです。

今年度については職員が少人数の対面で、子育て家庭の保護者の方にお話をうかがう形で聞き取りを行いました。ご報告いたしますので、資料12ページからの資料⑧⑨をご覧ください。令和8年2月4日と13日に、町内の児童館のイベントに合わせてこども教育課職員が訪問し、0～3歳のお子さんを育てている保護者のみなさまに聞き取りを行いました。資料⑧には、いただいた意見全体の具体的内容を要約したものを記載しています。資料⑨の表は、いただいた意見の数を横軸の参加者、縦軸の事業ごとにまとめたものです。肯定的な意見は白い○、改善を求める意見や要望は黒い●で記載しています。最も回答数の多かった「放課後児童健全育成事業」は、児童館についての意見が該当します。児童館に対しては、広さや数の充実、曜日や天候に左右されず遊べるといった条件的な点から、白い○の肯定的な意見が多数でした。一方で「その他」にある黒い●の改善を求める内容として「冬期や雨天時に遊べる場所がない、全天候型の遊び場がほしい」といった意見も多数ありましたので、こちらについては児童館機能についての周知をより広く行うことで、解決できるのではないかと考えられます。どのような形で周知の拡充を行うか、検討していく予定です。

また産後ケアについて、宿泊型と訪問型がほしいという要望がありましたが、宿泊型は実施済、訪問型は令和8年度から開始しており、本計画により、徐々にニーズに応えることができていると言えます。

その他では、15事業以外についての要望、とくに医療に関する部分への要望が多く、担当部署への要望として形にできるよう、引き続き意見聴取を行っていきます。

このような少人数での聞き取りも継続しつつ、来年度はワークショップ形式も再度取り入れようと考えています。令和5年度は児童のみなさんを対象として意見を聞いて

たため、来年度は保護者のみなさんを対象に、子育て支援センターるるる等の施設での実施を計画しています。

最後に、子ども・子育て支援事業計画冊子 71 ページをご覧ください。本計画は 71 ページ以降に掲載がある通り、令和 6 年度までの人口および各事業利用実績をもとに必要量を見込み、提供体制を整えています。

年度末以降に取りまとめる今年度の事業実績や、様々な形でいただくご意見を踏まえ、地域の実情を反映させながら事業を推進していきます。説明は以上となります。

【会長】

たくさんの内容を説明していただきましたけれども、ご意見や質問ございますでしょうか。

意見なし

【会長】

ないようですので、あとは資料の方を各自でよくお読みいただくということでもよろしくをお願いします。

それでは会議事項（6）その他、軽井沢町の組織改編について 事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは軽井沢町の組織改編についてご説明いたします。令和 8 年の 4 月 1 日より一部組織改編がありまして、こども教育課と保健福祉課のそれぞれに属する部分を一緒にするため、こども家庭センターの設置を令和 8 年 4 月 1 日に保健福祉課の方で行いたいという形になります。

こども家庭センターは、令和 4 年度に児童福祉法の改正により母子健康機能を担う子育て世代包括支援センターと、児童福祉機能を担うこども家庭総合支援拠点が、一体的に妊産婦から子育て家庭への相談支援を行い、早期から切れ目がない 18 歳までの、包括的で継続的な支援を実施することを目的として、令和 8 年度までに市町村に

努力義務として設置しなさいという形で国の方から示されております。

これに伴いまして軽井沢町も、保健福祉課関係とこども教育課の他にも関係するところがありますが、ここが主になって1年間協議をしましてまいりました。それに伴いまして令和8年4月1日來年度より、保健福祉課の方へこども家庭センターを設置し、今後充実に図る旨を3月議会の方で承認されれば、こども家庭センターを保健福祉課の方へ設置し、今後約半年間をかけて、そのやり方と計画等々も含めて、どういうふうにやっていくのかということを議論しながら構築して、秋頃からしっかりと確立していくようにしていきたいという形になります。

まずは先ほども申した通り、妊娠期から出産期含め、乳幼児期・学童時期・中学生高校生18歳まで、切れ目のない相談体制をこのこども家庭センターを軸に実施していきたい。当然こども教育課も連携を図りながらやっていきたい。

こちらの方は、社会福祉士・保健師・管理栄養士・臨床心理士等々専門職を集めて、保護者の皆様の不安を解消するために、このこども家庭センターを実施していきます。当然こちらにいらっしゃる委員の皆様、当然公立だけではなく、私立幼稚園保育園さんも含めて連携体制を整えていきたいものになります。

現在こども教育課で持っております子育て支援係、いわゆる「るるぱる」というところがありますが、そちらもこのこども家庭センターの方に入ります。ですので、児童相談案件とか児童相談所の関係とかも全て今後は、このこども家庭センターが担っていくものになります。要保護児童対策協議会等も含めてこちらの方に入ってきます。

あと児童福祉、保育所の一時預かりといったところには連携していき、ファミリーサポート・こども食堂・放課後こども教室、子育て支援センターはこども教育課になりますけれども、こちらの方に繋がられるように、こども家庭センターが一体となって連携を図っていくものになります。また保健福祉課が担当している母子保健につきましても、こども家庭センターの方に入ります。つまり専門職全てを網羅した中でこども家庭センターを構築していきたいというものになっていきます。

令和8年4月1日からにはなりますが、実際に今もう、保健福祉課で動いているもの、こども教育課で動いているものを一体化して、どのような相談体制になればいいのかというものを今後構築していくために、これを今後3月議会で提案し、議決ももらった部分では早急に対策を練っていきたいという形になりますので、ご理解いただ

ければと思います。

わからないことがあれば、こども教育課でも何なりと質問をしていただければと思います。母体とすれば、保健福祉課の中にこども家庭センターを設置していく形になります。

また将来的にですが、新庁舎が立ち上がってくればその中に、現在はこもれびの里の方にこのこども家庭センターを設置します。新庁舎が完成するとその中に入る予定であります。全体としてはやはり役場に来て相談し、横の繋がりで、住民課があり、こども教育課なり、保健福祉課なりという形で連携を取り、一気にワンストップで相談体制がとれるように将来的に整えていく予定であります。るるぱるについては、機能としてお子さんが遊べるような機能は存続していきます。以上となります。

【会長】

ありがとうございました。こども家庭センターとして議会承認後は推進されていくわけですがけれども、今、ただいまの説明についてご意見ご質問、またはご要望とかもお伺いしてもよろしいでしょうか。もしありましたらいかがでしょうか。

【委員 D】

軽井沢町さんは企画が本当に充実していて前向きにすごく考えられていて、本当に感謝している中で、新しいものを始めていくとやはり人育てがすごく大変で、やはり外部から来たスタッフも、口調が自分では普通だと思っても、こどもにとっては強く感じられて「〇〇先生が怖いから行かない」といったクレームが来たりする中で、やはり来年度入るお母さんたちも同様かと思えます。

施設のところで、例えば「保育園に入るには離乳食が完了していなければ駄目だ」とか、本当にお母さんたちが子育てに加えて仕事もしないといけない、でも子育ても一生懸命やりたいというところで、本当にストレスが膨らんでいるお母さん方が多い中で、ストレートに職員から言葉をかけられてしまって、それが「ズシンって心に響いてしまい子育てに疲れてきてしまっている」という声も聞かれています。

いろんなことをする中で、やはり人育てというか、やはり昔は言って平気だったけれども今はそれが通用しないといった部分もあるので、そのあたりもすごく丁寧にやっていただければすごく助かるかなって思います。

【事務局】

ありがとうございます。人の育成は当然やっていかなければいけない部分が役場としても使命であるので、そちらはご意見をいただきながら、しっかりとやらせていただければと思います。

【委員 D】

ありがとうございます。

【会長】

他はよろしいですか。それでは他に事務局の方から何かございますでしょうか。

【事務局】

私の方から1点すみません。今後の予定ですが、令和8年度中に2回ほど本会議を開催することを予定しております。正式な日程につきましては、また後日メールまたは郵送等でお知らせさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。また次回につきましては、第3期の軽井沢町子ども・子育て事業計画の令和7年度の実績について、先ほどの71ページからのところの見込みの実際の生の数字、どれぐらい利用されたのかというところを皆様に報告していきたいと考えております。

また先ほどワークショップの話もありましたが、報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

【会長】

ありがとうございました。全体を通して、今までの中でも何かお話されなかった方、何かご意見等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

意見なし

【会長】

そうしましたら、私の方からよろしいでしょうか。こどもたちは年齢が小さくなればなるほど、成長は大きくなります。それこそ生まれてから、今だんだんだんだん大

きくなるにつれて、そんな中で児童館でのことなんですけれども、この間お姉さんを迎えに来た年中さんぐらいの男の子が、もうニコニコして体をぴよんぴよんしながら「100センチになったんだ、僕100センチになったんだ」とぴよんぴよん飛び跳ねて喜んでいて、「ケーキを買ってもらうんだ、6個買うんだ」と言ってすごく喜んでいました。その姿を見て、何か心が洗われるというか、10人いたら10人のご家庭で成長があり、それぞれに素晴らしくかけがえのないこどもたちで、それを預かっているんだということをあらためて感じた瞬間でした。

こどもたちの伸びや成長をみんなでこうやって見守って励まして、そして支えていかれたらとてもいいんだなとあらためて感じました。以上です。

それでは議事進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

【副会長】

よろしいですか。質問です。今、教育委員会に心理士の先生がいらっしやって、こどもが生まれてから小学校に入るまでの継続的な支援があり、非常に素晴らしいことにそれが今も続いているんですが、広報かるいざわの中にある心理士さんの連載が終わるということは、今度こども家庭センターができるために組織外ということになるという意味合いもあるんですかね。

それとその場合、こども家庭センターになったときに、妊婦さんから始め、乳幼児それから小学校、中学校まで一元的に教育委員会でスクールサポーターの方がサポートしてくれたんですけども、それは今後もそういう感じで繋がっていくのでしょうか。そのあたりを教えていただければと思います。

【事務局】

先ほども少し説明したのですが、臨床心理士公認心理士としてスクールサポーターを含め、こども家庭センターが専門職を交えて、一体的になってやってくというのが実情です。お話にあった心理士だけではなく、こども教育課に心理士は4名います。その4名の中で連携しながら、誰がどこに行くというのは我々ではわかりかねますが、責任ある行動をとり、こども家庭センターとこども教育課が臨床心理士スクールサポーターとしてやっている仕事を担い、連携して当然やっていきます。

また広報かるいざわの連載は心のラボでしょうか。そちらの方は一旦締め切ったのは、確かにこども家庭センターができる部分をどう扱うのかというところを今後見定

めていく意味はありますが、ホームページには随時掲載はしていきます。

当広報誌の枠組みとしては、教育委員会として様々な周知をしなければいけないということもありますので、広報誌の中の心のラボは一旦休止させていただき、こども家庭センターができれば、そちらの方の情報として掲載を行うかどうかというところは、保健福祉課との連携の中で判断していくと思われれます。

当然支援としては切れるわけではなく、こども教育課のスクールサポーターが当然連携しながら、小中高までの連携をしっかりと保ちながら対応させていただくような形になります。

【会長】

よろしいですか。ありがとうございました。それでは、事務局の方へお返しします。お願いします。

【事務局】

それでは、お忙しいところ、長時間にわたりご協議いただきましてありがとうございました。今後もお集まりいただくことになりましたが、ご協力をお願いしたいと思います。以上をもちまして令和7年度軽井沢町こども・子育て会議を閉会といたします。本日はありがとうございました。